

第5章 市民生活部

[市民生活部]

1. 秋田市斎場

(1) 秋田市斎場 (予算額 95,294千円)

ア 所在地 秋田市外旭川字山崎537番地

イ 現況

- (ア) 敷地面積 14,331.05m²
- (イ) 建物面積 4,501.17m² (鉄筋コンクリート造、2階建)
- (ウ) 開設年月日 昭和31年8月 (平成23年11月1日改築完成)
- (エ) 火葬炉 普通炉12基
- (オ) 職員数 18人

内訳：斎場長(再任用)1人
 管理業務5人(内、再任用3人、嘱託職員1人)
 火葬業務12人(内、再任用5人)

(2) 斎場使用料(平成23年11月1日改正)

区分	13歳以上	13歳未満	死胎 (妊娠4箇月以上)	人体の一部	死胎 (妊娠4箇月未満)	胞衣等
市民	無料	無料	無料	10,000円	10,000円	10,000円
市民以外	61,000円	41,000円	21,000円	10,000円	10,000円	10,000円

(3) 斎場利用数(平成30年度)

区分	市民				市民以外				合計				人体の一部等
	大人	小人	死産児	計	大人	小人	死産児	計	大人	小人	死産児	計	
件数	3,494	8	32	3,534	130	1	5	136	3,624	9	37	3,670	30

(4) 斎場火葬炉維持修繕経費 (予算額 21,288千円)

火葬業務を円滑に行うため、火葬炉の修繕を行う。

(5) 斎場特定天井耐震改修経費 (予算額 46,735千円)

地震等災害時に脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井(特定天井)について、改修を進める。

2. 平和公園(墓地公園)

(予算額 45,789千円)

市街地の北側約2kmの地点に位置する泉字五庵山(通称天徳寺山)一帯約70ha(21万坪)の丘陵にあり、この公園の中に明るい近代的な墓域を造成している。

墓地の第一期工事は昭和41年度から45年度まで1,617区画、第二期工事は、48年度から52年度まで1,151区画、第三期工事は54年度に用地を取得し、55年度から59年度まで1,625区画を造成した。

さらに平成元年度240区画、4年度320区画、8年度324区画を造成し、総計5,277区画の墓地が完成した。

なお、現在は、墓域内未利用地の造成等により、総区画数は5,284区画となったほか、新たに整備した合葬墓(埋蔵体数1,500体分)について、平成30年度に使用許可を行った。

3. 南西墓地

(予算額 2,883千円)

秋田市の南部・西部地区が、距離的要因により平和公園の利用者が少なく、しかも新興住宅地が増加している状況にあったことから、市民全体の利便性を考慮して、平成11年度豊岩地区に556区画造成したもので、植栽

やあずまや、築山などを配置した、平和公園に準じた墓園的な墓地となっている。

平成17年度で全区画の使用許可を終了している。

4. 河辺墓地

(予算額 3,797千円)

市町合併に伴い旧河辺町から引き継ぎした、総区画数684区画の墓地である。

平成18年度に危険箇所の改修や未使用墓域の一部改修工事（区画再編工）を行い157区画を整備、20年度には未使用墓域157区画を整備し、現総区画数の684区画となった。

整備した区画については、平成19年度から使用許可を開始し、26年度で全区画の使用許可を終了した。

5. 北部墓地

(予算額 4,680千円)

市民の墓地需要に対し、計画的に墓地を提供するため平成21年度から事業に着手し、23年度に1期分558区画を整備および供用を開始し、23年度から28年度で558区画を使用許可した。第2期整備分536区画は平成29年度から供用を開始し、29年度は100区画、30年度は63区画を使用許可した。平成31年度については100区画を募集するほか、新たに整備した合葬墓（埋蔵体数1,500体分）についても使用者を募集する。

6. 自治振興

(1) コミュニティ施設の整備

(予算額 655,623千円)

地域住民の自主的で健全な自治活動の振興を図るため、活動拠点となるコミュニティセンター等の建設および既存施設の改修等を行う。

・仁井田地区コミュニティセンター（仮称）建設事業	297,026千円
・金足地区コミュニティセンター（仮称）建設事業	250,255千円
・下北手地区コミュニティセンター改築事業	27,092千円
・上北手地区コミュニティセンター改築事業	1,089千円
・コミュニティセンター等特定天井耐震改修事業	72,777千円
・コミュニティセンター等施設改修	7,384千円

(2) 町内防犯灯LED化事業

町内会等で管理する水銀灯や蛍光灯など既設の防犯灯について、ESCO事業により、消費電力の少ない環境にやさしい10W LED防犯灯に取り替え、その後はESCO事業者により、10年間一括維持管理を行う。

・ESCOサービス契約額	536,013千円（平成24年度から平成26年度で支払い済み）
・契約期間	平成24年3月30日から平成34年9月30日

(3) 町内会等に対する補助

ア まちあかり・ふれあい推進事業

(予算額 76,373千円)

地域自治活動を活発化するため「まちあかり・ふれあい推進事業」として町内会等に対し助成するほか、防犯灯にかかる年間電気料（予算の範囲内で80%を限度）を助成する。

・町内自治活動助成金	28,510千円
・防犯灯電気料助成金	41,099千円
・灯具交換・補修費助成金	206千円
・町内防犯灯新設委託料	5,080千円

イ 集会所類似施設整備・建設費助成事業

(予算額 12,200千円)

地域の活動の拠点となる集会所類似施設の建設および整備費の一部を補助する。

25町内会 12,200千円

[集会所類似施設補助金]

補助金の名称 および種類	補助対象事 業の種類	補助の要件および補助対象経費	補助金の 交付額	補助金 の限度 額	経費使途区分
建設費等補助 金	新築、建替 え、増改築 (当該部分 の床面積の 合計が50㎡ 以上のもの)、購入	(1) 床面積50㎡以上99㎡以内。ただし、これに満たない新築又は購入の場合において、敷地の建ぺい率、町内会等の規模等の理由により、市長が必要と認めるときは、この限りでない。	床面積1㎡当たり10,000円を乗じて得た額	99万円	新築費、増改築費、購入費（解体費、備品購入費、土地購入費、事務費を除く。）
		(2) 床面積99㎡を超える施設であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの ア 災害時において避難所として地区住民を無償で受け入れる施設であること。 イ 台所又は調理場を有していること。 ウ 浴室、シャワー室等衛生上の配慮がなされていること。 エ 災害用の備蓄倉庫を有していること。 オ 玄関および出入口付近にスロープを有していること。 カ 車椅子利用者および介助者が利用することができるトイレを有していること。 キ 各室およびこれらを結ぶ経路に段差がないこと。 ク 出入口の戸が引戸、折戸等であること。	事業費に3分の1を乗じて得た額	500万円	
営繕費等補助 金	営繕および 附帯施設の 整備、修繕 等	(1) 100,000円以上200,000円未満	60,000円	定額	営繕費（床面積50平方メートル未満の増改築費を含む。）、附帯施設整備費
		(2) 200,000円以上	100,000円		
備品購入費補 助金	備品の購入	(1) 60,000円以上100,000円未満	30,000円	定額	備品購入費
		(2) 100,000円以上	50,000円		

(4) 集会所類似施設建設資金貸付制度

(予算額 2,300千円)

上記の建設費の一部補助のほかに貸付を行う。

1 町内会 2,300千円

- ア 貸付対象 50㎡以上の建物（集会所建設費補助制度に準ずる）
- イ 貸付限度 7,000千円 ただし、対象事業費から補助額を差し引いた必要資金の75%以内
- ウ 貸付利率 0.5%以内
- エ 貸付期間 10年（元利均等年賦）

(5) コミュニティセンター化の推進

市民協働のもとで都市内地域分権を進める一環として、住民主体による地域自治活動の推進を図るため、地域センターのコミセン移行を進める。

(6) 防犯活動推進事業

(予算額 1,044千円)

防犯に対する市民意識の高揚を図り、だれもが安心して暮らせるまちづくりのため、防犯活動や暴力追放運動を推進する。

(7) 住居表示整備

(予算額 2,713千円)

住居表示実施区域において、建物の新改築に当たっての住居番号決定、住居表示実施証明のほか、住居表示案内板および街区表示板の設置又は更新を行う。

令和元年7月1日に牛島・仁井田地区の各一部で住居表示を実施する。

(8) 地域センター

地域自治活動の把握、地域住民団体の育成援助や住民票、印鑑証明等の交付又は、取次ぎおよび事務連絡を行うため、地域センターを設置している。金足地区コミュニティセンター（仮称）の開館に併せ廃止する。

◎コミュニティセンター・地域センター等施設一覧

・コミュニティセンター（29館）

施設名	建設年度	構造	面積 (m ²)	備考
旭川地区 コミュニティセンター	昭和51	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨2階建	754.39	
飯島地区 〃	52	〃	999.79	平成3.12増築 平成23.4.1コミセン化
寺内地区 〃	53	〃	655.51	平成23.4.1コミセン化
檜山地区 〃	54	鉄筋コンクリート造2階建 一部鉄骨平屋建	1,647.84	昭和61年体育館新設 平成17年会議室棟増設
東地区 〃	54	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨2階建	809.50	
勝平地区 〃	平成24	鉄骨造2階建	1,299.50	児童センター併設 (369.78m ²)
外旭川地区 〃	昭和58	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨2階建	994.95	
将軍野地区 〃	60	〃	664.49	平成23.4.1コミセン化
茨島地区 〃	49	鉄筋コンクリート造4階建の うち1、2階を使用	700.30	昭和63.4コミセン開館
泉地区 〃	平成2	鉄筋コンクリート造2階建	1,107.60	
明德地区 〃	4	〃	944.60	
大住地区 〃	5	〃	1,022.25	
浜田地区 〃	6	木造平屋建	466.03	平成23.8増築
港北地区 〃	7	鉄筋コンクリート造2階建	999.46	
八橋地区 〃	10	〃	997.80	
旭北地区 〃	15	〃	1,017.76	
河辺岩見三内地区 〃	8	鉄骨造平屋建	779.86	平成17.1.11合併承継 岩見三内連絡所併設
保戸野地区 〃	17	鉄筋コンクリート造2階建	1,093.46	
川尻地区 〃	18	鉄骨造2階建	1,303.64	児童センター併設 (345.08m ²)
下新城地区 〃	5	木造平屋建	487.35	平成21.4.1コミセン化

豊岩地区 〃	6	〃	487.90	平成21.4.1コミセン化
下浜地区 〃	昭和56	〃	519.07	平成3.4増築 平成21.4.1コミセン化
旭南地区 〃	平成21	鉄骨造2階建	809.59	児童館(303.60㎡)併設
上北手地区 〃	3	木造平屋建	339.52	平成25.4.1コミセン化
太平地区 〃	8	〃	620.23	平成28.4.1コミセン化
下北手地区 〃	2	〃	446.56	平成28.4.1コミセン化
桜地区 〃	28	鉄骨造2階建	726.96	
上新城地区 〃	昭和63	木造平屋建	374.77	平成30.4.1コミセン化
飯島南地区 〃	平成30	鉄骨造2階建	738.26	

・地域センター（1館）

施設名	建設年度	構造	面積(m ²)	備考
金足地域センター	平成元	木造平屋建	445.60	平成6年増築

・コミュニティ類似施設（8館）

施設名	建設年度	構造	面積(m ²)	備考
ふれあい交流館かわべ	平成14	鉄骨造2階建	762.45	平成17.1.11合併承継 和田駅舎併設
雄和基幹集落センター	昭和53	鉄筋コンクリート造2階建	463.83	平成17.1.11合併承継 大正寺連絡所併設
雄和地区北部コミュニティ施設	昭和57	木造平屋建	340.88	平成17.1.11合併承継
雄和農林漁家婦人活動促進施設	平成7	木造平屋建	193.77	平成17.1.11合併承継
雄和山村交流センター	平成14	木造平屋建	153.19	平成17.1.11合併承継
雄和左手子交流センター	平成16	木造平屋建	146.24	平成17.1.11合併承継
河辺岩見温泉交流センター	平成28	木造+鉄筋コンクリート造平屋建	602.21	
下新城交流センター	昭和51	鉄筋コンクリート造2階建	1,610.87	旧北部公民館

7. 市民協働・都市内地域分権の推進

(予算額 58,819千円)

(1) 地域支援事業

コミュニティセンター等を巡回し地域の各種相談に対応するとともに、「地域づくり交付金」により、地域課題の解決や地域の活性化等に取り組む団体を支援する。

(2) 市民協働・市民活動支援事業

市民活動団体のアイデアと能力を活用しながら、市と市民活動団体が協働する取り組みを促進するため、協働サポート交付金による支援を行う。また、「つむぎすと」を育成するとともに、「市民協働ミーティング」や市民活動を支援する講座等を開催する。

(3) 地域まちづくり推進事業

市民サービスセンターを拠点に、各地域づくり組織とセンターが中心となって、地域の課題や特性について地域住民と一緒に考え、市民協働による特色ある地域まちづくりを実践する。

8. 男女共生社会の推進

(予算額 2,327千円)

誰もが互いを認めあい、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる男女共生社会が形成されるよう、家庭や学校、職場、地域など、生活のあらゆる場面において男女共生の理解が浸透し、行動へとつながるための取組を推進する。

(1) 市民行動計画の推進

「秋田市男女共生推進会議」の意見を取り入れながら、男女共生の視点を取り入れた施策・事業の連携のもと、「第5次秋田市男女共生社会への市民行動計画」の推進に努めるとともに、同計画の周知を進め、男女共生の理念の啓発を図る。

(2) 男女共生講座等の実施

市民の意識啓発を図るため、身近なテーマから男女共生社会への理解を深める市民講座や、企業、地域等へ出向く出張講座等を開催する。

9. 女性の活躍推進

(予算額 7,445千円)

女性活躍推進法の施行を踏まえ、仕事と家庭生活との両立および一人ひとりが個性や能力を発揮できる環境づくりを一層推進し、女性の活躍を促進する。

(1) 女性の活躍推進シンポジウムの開催

女性活躍の意識啓発を図るシンポジウムを開催するとともに、広く市民に向けて、企業・団体等の活動を紹介したパネル展、ブース展を開催する。

(2) ウーマンワーク・ラボの実施

女性のキャリアアップや就業継続を支援するため、企業・各種団体の管理職および中堅社員対象の研修会を開催するとともに、育休中や育児をしながら再就職を目指す女性を対象としたセミナーや相談会などを実施する。

10. 家族・地域の絆づくりの推進

(予算額 3,114千円)

家族や地域の絆のもと、支えあいの市民共生社会の実現を目指し、人と人とのつながりや思いやりの心を見つめ直す機会を提供して、絆を大切にしようとする機運を醸成する。

(1) 絆映画上映会の開催

人と人とのつながりや、家族・地域の絆を感じさせる映画を選定し、「絆映画上映会」を開催すると同時に、絆について考えを深める機会を創出する。

(2) 小学校における絆の学習の実施

市内の各小学校に講師を派遣し、命や食の大切さ、絆を大切にするコミュニケーションをテーマに授業を実施する。

(3) 絆のコンサートの開催

絆をテーマとした市民参加型のコンサートを開催し、家族・地域の絆の大切さを、歌や音楽を通じた強いメッセージとして発信する。

11. 総合窓口業務

(予算額 27,639千円)

(1) 総合案内

市役所を訪れる方に、窓口の案内をする。

・平成30年度 案内件数 35,797件

(2) 窓口案内電話

市民からの問い合わせ等に適切な部署を案内する。

・平成30年度 案内件数 46,195件

12. 住民基本台帳、戸籍関係の異動・届出等取扱件数

(1) 住民基本台帳の異動取扱件数年度別の推移

単位：件

区分	年度	26	27	28	29	30
合 計		32,801	32,879	31,560	31,177	30,685
転 入		7,386	7,387	7,144	6,929	6,788
転 出		7,522	7,667	7,675	7,559	7,262
転 居		7,695	7,951	7,107	7,127	7,179
出 生		2,197	2,048	1,910	1,857	1,793
死 亡		3,509	3,482	3,567	3,625	3,506
世 帯 分 離		593	519	533	553	558
世 帯 合 併		228	198	226	204	185
世 帯 主 変 更		2,620	2,557	2,539	2,569	2,347
住 所 修 正		7	7	9	9	317
帰 化		-	-	-	-	-
国 籍 取 得		-	-	-	-	-
在 留 記 載		17	25	25	24	27
在 留 消 除		314	366	306	223	184
職 権 回 復		2	0	1	0	0
職 権 削 除		63	39	29	38	24
そ の 他		648	633	489	460	515

(2) 戸籍の届出件数年度別の推移

単位：件

事件の種類	年度	26	27	28	29	30
合 計		14,044	13,654	13,333	13,099	12,550
1	出生	3,061	2,941	2,734	2,638	2,504
2	国籍留保	11	15	21	20	15
3	認知	31	30	27	26	24
4	養子縁組	234	221	224	190	155
5	養子離縁	77	99	60	72	66
6	法69条の2・73条の2	10	13	1	6	8
7	婚姻	2,933	2,874	2,758	2,675	2,558
8	離婚	745	722	695	702	615
9	法75条の2・77条の2	290	268	262	283	244
10	親権・後見・後見監督・保佐	28	22	14	12	15
11	死亡	4,053	4,023	4,135	4,168	4,064
12	失踪	7	6	6	6	2
13	復氏	7	8	8	8	5
14	姻族関係終了	13	11	16	17	19
15	相続人廃除	0	0	0	0	0
16	入籍	589	495	508	544	472
17	分籍	68	62	61	42	56
18	国籍取得	2	2	2	0	0
19	帰化	6	9	11	9	6
20	国籍喪失	6	1	2	2	2
21	国籍選択	1	7	2	1	2
22	外国国籍喪失	0	0	0	0	0
23	氏の変更	30	43	40	34	32
24	名の変更	9	15	7	12	4
25	転籍	1,444	1,378	1,361	1,271	1,353
26	就籍	0	0	0	0	0
27	訂正・更正	326	297	300	274	261
28	追完	1	2	1	4	2
29	その他	7	13	11	22	9
30	不受理申出	55	77	66	61	57

(3) 戸籍・住民票写し等の証明書取扱通数(平成30年度) ※コンビニ交付が開始した10月からの平均 単位:枚

種類	月別	計	月平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
合計		392,006	32,667	34,461	31,607	32,999	36,355	32,122	28,491	33,500	31,561	28,184	28,864	31,616	42,246	
現 戸 籍	謄本 (全部事項)	35,014	2,918	2,865	2,874	2,758	2,854	3,262	2,633	3,399	3,115	2,583	2,712	2,869	3,090	
	抄本 (個人事項)	8,530	711	776	698	590	1,080	723	533	740	694	633	713	631	719	
	交付機	13,657	1,138	1,377	1,022	1,080	1,280	955	922	1,231	1,178	1,118	1,136	1,064	1,294	
	コンビニ	455	※76	0	0	0	0	0	1	41	64	59	106	76	108	
	一部事項証明	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	記載事項 証明	4	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	届書写し	62	5	3	10	6	2	3	2	4	3	6	13	4	6	
	受理 (普通)	538	45	39	32	43	50	37	54	42	61	41	64	30	45	
	受理 (上質)	43	4	1	1	0	10	1	5	0	6	3	5	9	2	
	計	58,306	4,859	5,063	4,638	4,479	5,276	4,982	4,150	5,457	5,121	4,443	4,749	4,683	5,265	
除 籍 原 戸 籍	謄本	38,494	3,208	3,042	2,991	2,846	3,356	3,663	3,013	3,652	3,503	2,709	3,178	3,222	3,319	
	抄本	394	33	34	31	30	30	40	20	29	28	45	37	34	36	
	記載事項 証明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	38,888	3,241	3,076	3,022	2,876	3,386	3,703	3,033	3,681	3,531	2,754	3,215	3,256	3,355	
住 民 基 本 台 帳	住民票の 写し	106,033	8,836	10,042	7,789	9,395	11,287	8,085	7,485	8,053	7,833	8,461	7,161	8,231	12,211	
	交付機	56,755	4,730	5,691	4,365	5,280	5,474	4,344	3,914	4,666	4,105	3,674	3,957	4,440	6,845	
	コンビニ	1,389	※231	0	0	0	0	0	2	182	194	162	237	267	345	
	広域交付	210	18	15	23	17	15	18	21	20	7	22	20	21	11	
	通知カード 再交付	1,254	105	123	109	92	98	121	84	106	91	74	82	88	186	
	個人番号カード 再交付	83	7	6	3	11	1	9	4	1	14	8	5	11	10	
	附票の 写し	20,106	1,676	1,328	1,540	1,630	1,953	2,103	1,546	2,190	1,891	1,302	1,395	1,562	1,666	
	閲覧	3,873	323	0	1,400	230	39	931	16	307	523	83	65	264	15	
計	189,703	15,809	17,205	15,229	16,655	18,867	15,611	13,072	15,525	14,658	13,786	12,922	14,884	21,289		
印 鑑	印鑑登録 証交付	10,792	899	1,039	921	937	910	820	777	885	807	699	806	834	1,357	
	印鑑登録 証明書	20,761	1,730	1,815	1,797	1,681	1,745	1,513	1,672	1,699	1,590	1,482	1,509	1,755	2,503	
	交付機	66,371	5,531	5,608	5,445	5,827	5,642	5,042	5,279	5,595	5,214	4,468	5,093	5,611	7,547	
	コンビニ	905	※151	0	0	0	0	0	1	129	142	126	132	172	203	
	計	98,829	8,236	8,462	8,163	8,445	8,297	7,375	7,729	8,308	7,753	6,775	7,540	8,372	11,610	
自動車臨時 運行許可	2,913	243	311	280	269	265	207	277	270	251	220	156	156	251		
諸証明ほか	3,292	274	338	272	266	264	236	224	257	238	199	276	254	468		
電子証明書	75	6	6	3	9	0	8	6	2	9	7	6	11	8		

13. 国民年金

(予算額 3,984千円)

(1) 加入の状況 (第1号被保険者のみ)

各年度末 単位：人

年度	第1号被保険者		
	強 制	任 意	合 計
27	33,515	485	34,000
28	32,001	453	32,454
29	30,130	402	30,532
30	29,352	379	29,731

14. 国民健康保険事業

(予算額 30,374,793千円)

(1) 国保加入状況 (平成31年4月1日現在)

被保険者数 59,386人

世帯数 39,523世帯

(2) 保険給付

ア 給付割合 0歳～義務教育就学前 8割
 義務教育就学～65歳未満 7割
 65歳以上70歳未満の前期高齢者 7割
 70歳以上75歳未満の前期高齢者 8割又は7割

イ その他の保険給付

(ア) 出産育児一時金 420,000円 (平成27年1月1日改正)

産科医療補償制度登録分娩機関での出産は一児につき42万円、それ以外は40万4千円を支給

(イ) 葬 祭 費 50,000円 (平成9年4月1日改正)

(3) 保険税

ア 賦課方式 3方式 (昭和57年4月1日改正)

所得割、被保険者均等割、世帯別平等割

イ 算定基準

所得割 前年中の総所得金額－基礎控除 (33万円)

ウ 納付回数 普通徴収 9回 (7月～3月) 特別徴収 6回 (4月～2月)

エ 保険税率

年 度	区 分	税 率			課 税 限 度 額 (円)
		所 得 割	均等割 (円)	平 等 割 (円)	
27	医 療 分	9.22/100	22,960	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510	520,000
	支 援 分	2.51/100	6,620	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580	170,000
	介 護 分	2.88/100	8,950	8,570	160,000
28	医 療 分	9.22/100	22,960	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510	540,000
	支 援 分	2.51/100	6,620	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580	190,000
	介 護 分	2.88/100	8,950	8,570	160,000
29	医 療 分	9.22/100	22,960	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510	540,000
	支 援 分	2.51/100	6,620	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580	190,000
	介 護 分	2.88/100	8,950	8,570	160,000
30	医 療 分	9.22/100	22,960	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510	580,000
	支 援 分	2.51/100	6,620	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580	190,000
	介 護 分	2.88/100	8,950	8,570	160,000
31	医 療 分	9.22/100	22,960	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510	610,000
	支 援 分	2.51/100	6,620	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580	190,000
	介 護 分	2.88/100	8,950	8,570	160,000

オ 国保事業概要

区 分		年 度		29 (決 算)	31 (当 初)
国 保 加 入 (3月～2月平均)	被 保 険 者 数			62,419 人	58,078 人
	世 帯 数			40,866 世帯	39,205 世帯
保 険 税 負 担 状 況 (現年度分)	世帯当たり	最 高		890,000 円	960,000 円
		※最 低		24,800 円	24,800 円
		平 均		132,563 円	128,506 円
	1 人 当 た り 平 均			86,789 円	86,747 円
保 険 税 収 納 率 (現 年 度 分)				88.83 %	89.08 %
療 養 諸 費	費 用 額			26,051,393 千円	26,245,436 千円
	保 険 者 負 担 分			19,006,358 千円	19,147,926 千円
	1 人 当 た り 費 用 額			417,363 円	451,900 円
	1 人 当 た り 保 険 者 負 担 分			304,496 円	329,693 円
そ の 他 の 保 険 給 付	出 産 育 児 一 時 金 (1件単価)			420,000 円	420,000 円
	葬 祭 費 (1件単価)			50,000 円	50,000 円
予 算 額 (3 1)	歳 入			36,779,772 千円	30,374,793 千円
決 算 額 (2 9)	歳 出			35,335,995 千円	30,374,793 千円
	差 引			1,443,777 千円	0 円
一 般 会 計 繰 入 額				2,466,220 千円	2,527,277 千円

※ 最低の金額は介護分を含む場合のものを記載

(4) 国民健康保険普及員制度

国保事業の円滑な運営に資する目的で、昭和58年3月より普及員制度を実施している。

保険税や市税の徴収、口座振替による納付の勧奨および各種届け出の連絡等に従事し、収納率向上や国保事業の啓発に努めている。

(5) 高額療養費融資斡旋制度（昭和51年11月10日から実施）

国保に加入している世帯で、医療費の支払いに困っている方に対し資金の融資をあっせんすることにより、その世帯の生活の安定を図ることを目的とした制度である。

ア 融 資 額 高額療養費として支給される額以内（1万円以上）

イ 融 資 期 間 高額療養費の支給日まで

ウ 利 子 市が全額負担（年利3.23%、30年4月1日改正）

エ 返 済 高額療養費支給日に元金および利子を全額一括返済

オ 取扱金融機関 秋田銀行秋田市役所支店

カ 利 用 状 況 (平成30年度実績)

(ア) 申 込 件 数 11 件

(イ) 融 資 額 2,949,333 円

(ウ) 1 件 当 た り 融 資 額 268,121 円

(6) 保健事業

国民健康保険加入者の健康保持および疾病の早期発見と自主的な健康管理の向上を図ることを目的に、費用の一部を助成している。

事業名	対象者	助成内容	平成30年度実績
はり・きゅう・マッサージ (昭和61年度から実施)	国民健康保険加入者で 55歳以上75歳未満の方	1回800円 (年40回以内)	利用件数 9,936 件 助成額 7,949 千円
健康診査 (平成9年度から実施)	国民健康保険加入者	大腸がん 胃がん 子宮頸がん 前立腺がん 乳がん 自己負担分 を全額助成	利用件数 17,305 件 助成額 24,032 千円
健康表彰 (平成28年度から実施)	国民健康保険加入世帯 で1年間医療機関を受診していない等の一定要件に該当するもの	該当世帯にカタログギフトを贈呈	表彰世帯数 129 世帯 実績額 565 千円

15. 健康診査等

(1) 特定健康診査・特定保健指導事業 (予算額 182,344千円)

高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、糖尿病や高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化を防ぐために、特定健康診査と特定保健指導を実施する。

第2期データヘルス計画に基づき平成31年度は健診受診率40.0%、保健指導実施率44.0%を目標とする。

- ・対象者 40～75歳未満の国民健康保険加入者（ただし、妊産婦、長期入院者、施設入所者など告示で定める者、労働安全衛生法に基づく事業者健診等、特定健康診査に相当する健康診査を受けた者を除く。）

(2) 後期高齢者健康診査事業 (予算額 108,402千円)

高齢者の生活の質を確保し、かつ生活習慣病を早期発見するために、健康診査を実施する。

- ・対象者 後期高齢者医療制度の被保険者

(3) 人間ドック保健事業 (予算額 36,285千円)

国民健康保険加入者の健康保持および疾病の早期発見と自主的な健康管理の向上を図ることを目的に、費用の一部を助成する。

- ・対象者 35歳以上の国民健康保険加入者（加入月数12か月以上）

(4) 糖尿病重症化予防事業 (予算額 279千円)

糖尿病が重症化するリスクの高い未治療者、治療中断者を治療に結びつける。また、重症化するリスクの高い通院患者に対し、主治医の判断により腎不全、人工透析への移行を予防するために保健師・管理栄養士による保健指導を実施する。

16. 後期高齢者医療制度

(予算額 6,652,768千円)

(1) 加入状況（平成31年4月1日現在）

秋田市の被保険者数 47,504人（秋田県全体の被保険者数 192,556人）

(2) 保険給付

ア 給付割合 9割または7割（自己負担割合 1割または3割）

イ その他の保険給付

(ア) 高額療養費

(イ) 入院時の食事代

(ウ) 葬祭費 50,000円

(3) 保険料

ア 賦課額の算定

保険料は、所得割額と被保険者均等割額の合計額

所得割額は、前年の総所得額（基礎控除後の額）に所得割率を乗じた額

所得割率	均等割額（円）	賦課限度額（円）
8.07/100	39,710	620,000

イ 納付回数

(ア) 普通徴収 8回（7月～2月）

(イ) 特別徴収 6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月）

(4) 秋田県後期高齢者医療広域連合への負担金

保険者である秋田県後期高齢者医療広域連合に対し、保険料納付金、療養給付費および事務費など運営に係る経費を負担する。

17. 西部市民サービスセンター

(予算額 147,600千円)

所在地 秋田市新屋扇町13番34号

建築年度	構造	面積（㎡）
平成21	鉄筋コンクリート造（3階建）	3,643.69

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、多目的ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

（西部地域住民自治協議会を指定管理者としている。）

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

18. 新屋ガラス工房

(予算額 103,301千円)

所在地 秋田市新屋表町5番2号

建築年度	構造	面積（㎡）
平成29	木造一部鉄筋コンクリート造 (平屋一部2階建)	1,373.13

新屋地域の歴史とものづくりの精神を伝承し、住民主体のまちづくりを推進するため、ガラス作品の展示・販売、ガラス制作体験・講座の実施、展示スペース・工房設備の貸出しのほか、イベントの開催や地域団体との連携等を行う。

19. 北部市民サービスセンター

(予算額 206,590千円)

所在地 秋田市土崎港西五丁目3番1号

建築年度	構造	面積（㎡）
平成23	鉄筋コンクリート造（3階建）	5,581.54

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・体育館・和室・洋室等の貸出施設を備える。

（北部地域住民自治協議会を指定管理者としている。）

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

20. 土崎みなと歴史伝承館

(予算額 43,303千円)

所在地 秋田市土崎港西三丁目10番27号

建築年度	構造	面積 (㎡)
平成29	鉄筋コンクリート造 (2階建) 一部鉄骨造	1,393.98

土崎地区における地域の歴史と文化を伝承し、地域資源を生かした住民主体の人づくり、まちづくりおよびにぎわいづくりを推進するため、資料の展示や学習の場の提供などにより、曳山行事の伝承、空襲による被爆体験の継承等を行う。(土崎みなと街づくり協議会を指定管理者としている。)

21. 河辺市民サービスセンター

(予算額 80,441千円)

所在地 秋田市河辺和田字北条ケ崎38番地2

建築年度	構造	面積 (㎡)
昭和63	鉄筋コンクリート造 (3階建)	3,385.55

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(河辺の郷自治協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

(1) 河辺岩見温泉交流センター管理運営

(予算額 42,475千円)

河辺岩見温泉交流センターの適切な施設管理・運営を行う。

(河辺岩見温泉交流センター管理運営協議会を指定管理者としている。)

22. 雄和市民サービスセンター

(予算額 77,681千円)

所在地 秋田市雄和妙法字上大部48番地1

建築年度	構造	面積 (㎡)
昭和63	鉄筋コンクリート造 (3階建)	3,724.22

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(雄和市民協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

小規模水道施設を利用している地域の生活水の管理運営を行う。

(対象施設 雄和藤森地区：9戸、雄和中ノ沢地区：12戸)

23. 南部市民サービスセンター

(予算額 184,593千円)

所在地 秋田市御野場一丁目5番1号

建築年度	構造	面積 (㎡)
平成26	鉄筋コンクリート造 (2階建)	2,229.44

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(南部地域づくり協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

(1) 南部市民サービスセンター別館

所在地 秋田市牛島東六丁目4番5号

建 築 年 度	構 造	面 積 (㎡)
平成30	鉄筋コンクリート造 (2階建)	1,632.00

地域の生涯学習を推進する。

地域自治活動や生涯学習の場として、多目的ホール・和室・洋室・音楽室等の貸出施設を備える。

(南部地域づくり協議会を指定管理者としている。)

24. 東部市民サービスセンター

(予算額 162,888千円)

所在地 秋田市広面字釣瓶町13番地3

建 築 年 度	構 造	面 積 (㎡)
平成27	鉄筋コンクリート造 (2階建)	2,538.98

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービス（住民票や印鑑証明書の交付、国民健康保険、市税、福祉などに関する各種手続きを除く。）を行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(東部地域づくり協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

25. 中央市民サービスセンター

(予算額 230,204千円)

所在地 秋田市山王一丁目1番1号

建 築 年 度	構 造	面 積 (㎡)
平成28	鉄筋コンクリート造 (本庁地上6階、搭屋1階、地下1階)	本庁30,946.86㎡のうち2、3階部分の一部

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービス（住民票や印鑑証明書の交付、国民健康保険、市税、福祉などに関する各種手続きを除く。）を行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、多目的ホール・和室・洋室・音楽室等の貸出施設を備える。

(中央地域づくり協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

26. 駅東サービスセンター

(予算額 512千円)

所在地 秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センター アルヴェ1階

建 築 年 度	構 造	面 積 (㎡)
平成16	鉄筋鉄骨コンクリート造 (5階建)	236.00

(事務所部分のみ)

住民基本台帳、戸籍、国民健康保険、国民年金等の事務を取り扱っている。

27. 相談事業

(予算額 5,893千円)

(1) 市民相談

市民の個人的な相談や苦情の受付を行い、問題解決に当たる。

・平成30年度 相談総件数 3,500件

(2) 専門相談（無料相談）

弁護士、司法書士、社会保険労務士、公証人、税理士、行政書士、行政相談委員および人権擁護委員による無料相談を実施する。

・平成30年度	法	律	315件						
	司	法	書	士	140件				
	年	金	・	社	会	保	険	等	19件
	公	証	人	・	遺	言	35件		
	税	務	49件						
	行	政	書	士	13件				
	行	政	5件						
	人	権	・	困	り	ご	と	29件	

(3) 市民相談主任者

市政に対する相談、要望および苦情に関して、関係各課所室との密接な連絡により、速やかにかつ適切に処理するため、各課所室に市民相談主任者（原則として課長補佐）を設置する。

(4) 犯罪被害者等支援

「犯罪被害者等支援総合窓口」において、犯罪被害者等からの様々な相談に応じ、適切に担当部署や関係機関を紹介するとともに、市役所における各種手続の窓口一元化を図る。

また、「秋田市犯罪被害者等見舞金支給条例」に基づき、犯罪行為により死亡した市民の遺族又は傷害を受けた市民に対し、見舞金を支給する。

28. 消費生活

(予算額 14,667千円)

(1) 消費者啓発事業

消費生活に関する知識の普及に努めるほか、消費者被害の未然防止を図るための情報提供を行う。

ア 消費者問題講演会

消費生活の諸問題について認識を深めて合理的な判断力を養い、安全で豊かな市民生活の充実に向上を図ることを目的として開催する。

イ 消費者講座・消費生活パネル展

消費者が主体的に行動できるように、身近な情報を提供し、安全で快適な消費生活の実現を図ることを目的として開催する。

ウ 消費生活出前講座

消費者被害の未然防止のため、地域および学校関係に出向き開催する。

(2) 消費生活相談・消費生活審議会

ア 消費生活相談

消費生活に関する苦情や相談に応じ、助言、情報提供、あっせん等を行う。

・平成30年度 相談総件数 1,682件

イ 消費生活審議会

市民の安全で快適な消費生活を実現するため、消費生活に関する重要な事項を調査審議する。

(3) 消費者行政強化事業

ア 高齢者等の被害防止事業

高齢者等の消費者被害を未然に防止するため、見守り等の活動を行うネットワークを運営する。

イ 成年年齢の引下げに伴う消費者教育事業

民法改正による成年年齢引下げに対応するため、これらの知識を有する教員および消費生活相談員を養成し、中高生および保護者を対象とした消費者教育を行う。

ウ 消費生活相談員等レベルアップ事業

各消費生活相談員が国の指定する研修会に参加し、多様化・複雑化する消費者問題について正確かつ分かりやすい情報を消費者へ提供する。

29. 計量事業

(予算額 2,645千円)

昭和55年4月に計量検査所を設置し、計量器の定期検査、事業所や店舗への立入検査等を実施し、適正計量の普及に努めている。

[平成30年度検査業務実績]

(1) 定期検査

項目	受検戸数 (戸)	受検器数 (器)	不合格数 (器)	不合格率 (%)	検査手数料 (円)
集合検査	247	589	4	0.7	474,600
所在場所検査	23	503	3	0.6	563,560
合計	270	1,092	7	0.6	1,038,160

(2) 全国一斉商品量目立入検査

項目	検査日数 (日)	検査戸数 (戸)	検査件数 (件)	不正件数 (件)	不正率 (%)	
量目	中元時	5	8	565	7	1.2
	年末・年始時	5	8	547	6	1.1
計	10	16	1,112	13	1.2	

